

第98回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、令和5年度第11回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会	資料1-2-2-2
2023(令和5)年10月27日	

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく製造販売業者からの副反応疑い報告状況について

○コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン
・コミナティ筋注6ヵ月～4歳用（ファイザー）（令和5年5月1日から令和5年7月30日報告分まで）

3. 報告症例一覧（製造販売業者からの報告）

3. コミナティ筋注6ヵ月～4歳用 報告症例一覧（製造販売業者からの報告） 報告日 2023年5月1日～2023年7月30日

2023年7月30日現在

注：「No」は、新型コロナウイルスワクチンに係る副反応疑い報告（製造販売業者からの報告）の通番。

報告数（n=3）

No	年齢	性別	接種日	発生日	接種から発生までの日数	ワクチン名	同時接種	製造販売業者	ロット番号	症状名（PT名）	転帰日	転帰内容	専門家の評価PT	専門家の因果関係評価※1	専門家のブライトン分類レベル※2	専門家の意見
27954	1歳	男性	2023/02/16	2023/02/18 2023/02/17 2023/02/18 2023/02/17	1	コミナティ筋注6ヵ月～4歳用		ファイザー	GE0695	心肺停止（心肺停止） 咳嗽（湿性咳嗽） 低体温（体温低下） 発熱（発熱）	未記入 未記入 未記入 未記入	死亡 不明 不明 不明	体温低下 心肺停止 湿性咳嗽 発熱	γ γ γ γ		変異laminin β2遺伝子のコンパウンドヘテロ接合体によるPierson症候群の1歳児。先天性ネフローゼ症候群、末期腎不全に対する腹膜透析治療を連日受けている。血清クレアチニン値は5.58mg/dLと高値。心筋の肥厚を伴う高血圧性心不全状態にあり、在宅酸素療法を受けていた。ワクチン接種翌日から発熱したが、認められた咳嗽は普段認められるものと同じで、全身状態もぐずる程度で格別な悪化は認められなかった。患児は2日後の夜に自宅にて心肺停止状態で発見された。死亡時画像診断や剖検は実施されなかった。ワクチン接種と死亡との時間的前後関係はあるが、因果関係を推定できる医学的証拠はなく、両者の間の因果関係を評価することはできない。
27958	3歳	女性	2023/05/19	2023/05/20 2023/05/22	1	コミナティ筋注6ヵ月～4歳用		ファイザー	GE0695	発熱（発熱） 熱性てんかん重積状態（熱性てんかん重積状態）	未記入 2023/05/24	不明 回復	発熱 熱性てんかん重積状態	α γ		1回目のワクチン接種である。発熱は接種後翌日であるものの、熱性けいれんは接種後3日目に起こっている。約2日目の発熱でけいれんが起こった。コロナワクチン接種後の熱性けいれんは副反応疑い報告基準に追加されている。ただ、重積状態とワクチンとの関係は、当該症例では、熱性けいれん既往があり、判断が難しい。
27959	1歳	男性	2023/06/13	2023/06/16 2023/06/13 2023/06/16	0	コミナティ筋注6ヵ月～4歳用		ファイザー	GE0695	咳嗽（咳嗽） 発熱（発熱） 鼓膜充血（鼓膜充血）	未記入 未記入 未記入	不明 不明 不明	咳嗽 発熱 鼓膜充血	γ γ γ		発熱は当該ワクチンの副作用の可能性はあるものの、咳嗽、鼓膜充血の記載があるため、発熱がワクチンによる副反応によるものとは断定できない。偶然に、別のウイルス感染によって上気道炎が発症し、中耳炎も併発した可能性もある。発熱の持続期間、咽頭の状態もない。なお、2023年6月の接種であるが、この時期はいくつかのウイルス感染症（外来で容易に抗原検査が可能なウイルス以外でも）が小児で大流行しており、判定が困難である。

※1 専門家の因果関係評価

専門家の因果関係評価は、以下の事象を対象に実施（詳細は令和4年10月7日合同部会資料1-9。）。

- ①死亡事例
 - ②ワクチン全般で評価を行っている事象（後遺症、アナフィラキシー、GBS、ADEM）及び新型コロナウイルスワクチンの副反応疑い報告基準事象（心筋炎・心膜炎）
 - ③小児用製剤及び乳幼児製剤における副反応疑い事例
 - ④シグナル検出の結果などの新たな知見により、ワクチンの副反応であることが疑われた症状
- 副反応疑い報告書に記載された症状又は転帰の中に、専門家の因果関係評価の対象となる事象があった場合は「専門家の評価PT」の項目に対象事象を記載。該当症状・転帰がない場合は、同項目は空欄としている。
なお、因果関係評価の対象事象であっても、詳細調査の結果、因果関係がないものとして報告された場合は因果関係評価は実施しない。

【因果関係評価記号の定義】

- α：「ワクチンと症状名との因果関係が否定できないもの」
原疾患との関係、薬理学的な観点や時間的な経過などの要素を勘案し、医学・薬学的観点から総合的に判断し、ワクチン接種が、事象発現の原因となったことが否定できない症例
- β：「ワクチンと症状名との因果関係が認められないもの」
原疾患との関係、薬理学的な観点や時間的な経過などの要素を勘案し、医学・薬学的観点から総合的に判断し、ワクチン接種が、事象発現の原因となったとは認められない症例
- γ：「情報不足等によりワクチンと症状名との因果関係が評価できないもの」
情報が十分でない、使用目的又は方法が適正でない等のためワクチン接種と事象発現との因果関係の評価ができない症例

※2 ブライトン分類レベルは、以下の事象について評価している。

- ・急性散在性脳脊髄炎（対応するMedDRA PT：急性散在性脳脊髄炎）
- ・ギラン・バレー症候群（対応するMedDRA PT：ギラン・バレー症候群）
- ・アナフィラキシー（対応するMedDRA PT：アナフィラキシーショック、アナフィラキシー反応、アナフィラキシー様ショック、アナフィラキシー様反応）
- ・血小板減少症を伴う血栓症症例
- ・心筋炎又は心膜炎（対応するMedDRA PT：免疫性心筋炎、好酸球性心筋炎、巨細胞性心筋炎、心筋炎、自己免疫性心筋炎、心筋心膜炎、心膜炎、胸膜心膜炎、自己免疫性心膜炎、免疫性心膜炎）

※3 製造販売業者からの報告は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第68条の10第1項に基づき、「重篤」と判断された症例について各ワクチンの製造販売業者から報告されたものである。なお、製造販売業者からの報告には、医療機関から報告された症例と重複している症例が含まれている。本集計期間においては、No. 27954が追加報告症例、No. 27958～が新規報告症例。